



人生100年時代の年金制度へ議論がスタート

5年ごとに実施される公的年金の財政検証結果が来年の春過ぎに公表されることとなっている。社会保障審議会年金部会は財政検証結果に基づいて新たな年金制度改革にむけて審議を行い、2020年通常国会に上程する関係法案をまとめるべく本年4月から議論を開始している。

マクロ経済スライドのあり方、短時間労働者に対するさらなる適用拡大、高齢期における就労の多様性に応じた年金受給のあり方、

年金制度の安定をめざした2004年の抜本改正

2004（平成16）年以前の制度では、5年ごとに「財政再計算」が行われ、その結果により、公的年金の財政バランスを取るため、保険料水準と給付水準のどちらも見直しを行っていた。20世紀も終わりに近づく頃になると、経済成長が鈍化し、少子高齢化が予想以上のスピードで進みはじめ、財政再計算のたびに保険料の引上げが前回の想定を上回る水準となり、併せて給付水準はそのたびに引き下げられることが続いた。

そこで、2004（平成16）年に、厚生年金保険料について18.30%まで引き上げて固定した上で、年金の給付水準を財源の範囲内で自動調整する仕組みとしてマクロ経済スライドを導入、加えて年金積立金を段階的に取り崩すことにより、「年金財政のバランスを自動的に保つシステム」を整える仕組みが導入された。また、それまでの財政再計算に代えて長期的な年金財政の健全性を定期的に点検するために、5年ごとの「財政検証」を行うこととした。

長引く経済低迷等で、マクロ経済スライドが機能せず

2004年改定により「年金財政のバランスを自動的に保つシステム」が整ったが、順調に動いているわけではない。年金保険料は、予定どおり毎年0.354%ずつ引き上げられ厚生年金は2017年9月、共済年金は本年9月を最後に引き上げが終了し、上限の18.30%に固定された。しかし年金給付水準を自動調整するはずのマクロ経済スライドは当初想定したようには機能していない。

マクロ経済スライドは、物価・賃金が上昇した場合に、年金の給付水準を物価・賃金上昇率よりも調整率分（発足時想定0.9%）低い引上げにとどめることによって、給付を抑制する仕組みである。しかし、この制度が施行されて以降、物価・賃金の低迷や下落が長引き、実際にマクロ経済スライドによる調整が行われたのは、実施の条件であった「物価スライド特例措置」を終了させた年である2015年度の1回だけである。

財政審建議が支給開始年齢の更なる引上げの検討等を提言

財政制度等審議会（財務大臣の諮問機関）は、2018年5月23日に新たな財政健全化計画等に関する建議（以下、「建議」という）を麻生財務大臣に提出した。

建議は、国・地方の財政健全化について、危機感を持って、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を遅くとも2025年度までに確実・安定的に黒字化することを求め、この方策として骨太方

高所得者の年金給付のあり方、年金課税のあり方等がいわゆる人生100年時代の改革課題としてあげられている。

それに先立ち、財政制度等審議会は本年5月に財務大臣に建議を提出し、年金支給開始年齢の更なる引上げの検討等を提言した。自治退は退職者連合に結集し、現受給者の年金を守るとともに将来世代の年金水準を確保することを重視して、年金制度の維持・改善に引き続き取り組む。

針2015工程表の積み残し事項の確実な履行と新たな支出削減を主張した。

年金分野については、私的年金などの自助努力の促進とあわせ、高齢者の就労の促進や、将来世代の給付水準の維持・向上の観点から、十分に準備期間を設けることを前提としつつ、「支給開始年齢の更なる引上げの検討」を提言している。また、高所得者への年金給付抑制の検討を進めるべきとしている。

強制ではなく、選択制の繰下げ受給の拡大を

建議において支給開始年齢の引上げを打ち出した理由として、選択制の繰下げ受給の利用者が少ないことが理由として挙げられているが、そのやり方は強引といわざるを得ない。

仮に、財務省が例として挙げているように68歳まで支給開始年齢を引き上げるとすると、65歳からの3年間、誰もが無年金で生活しうる良質な雇用を確保する等の条件が整備されなければならないが、それはたやすいことではない。また、良質な雇用確保ができない場合、65歳での繰上げ受給が増え、現行の繰上げ受給の減額率を当てはめれば、18%の減額となり、低年金者が増える。いずれにせよこの措置は現受給者と将来受給者の年金資産分配には影響しない。これらのことを考えれば、支給開始年齢を引き上げるのではなく、前回財政検証時の試算で有効性が確かめられている選択制の繰下げ受給の利用拡大を図っていくべきである。さらに、選択制の繰下げ受給を70歳以降へ拡大するとともに、加入選択権を前提に20歳未満、60歳以後の国民年金拠出期間を延長することによって年金水準の引上げを図るべきである。

短時間労働者の抜本的な適用拡大めざす

近年、雇用形態の多様化や短時間勤務等の増加をうけて、これにふさわしいセーフティーネットを構築する観点から、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大が進められている。前回の法改正で2016（平成28）年10月から、501人以上の企業で、週20時間以上・月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大を行い、2019年までに更に拡大の検討を進めることが付記された。2017（平成29）年4月からは、500人以下の企業であっても、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とするとともに、国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする部分的改善が行われた。政府はこれらの措置により被用者保険への短時間労働者の加入は順調に増加していると説明しているが、退職者連合は、短時間労働者への適用拡大について2019年を待たずに前倒しで見直し、速やかにかつ抜本的に拡大することを要求している。

あなたは狙われている 「高齢者の消費トラブルとトラブル防止のために」

依然として高齢者を狙った詐欺が多発しています。今回も、前回に引続き詐欺防止に向けた取り組みとして、国民生活センターへ寄せられた3件の相談事例をご紹介します。みなさんも、詐欺防止の参考にしてください。

1、具体的なトラブル事例

テレビショッピング 契約条件をよく確認しましょう

テレビショッピングで、簡単に腹筋を鍛えることができるという健康器具を注文し、届いてすぐに試してみたが思ったようにできなかった。返品しようと、業者に連絡すると「開封した場合、返品は受け付けられない」と言われた。「実際使ってみなければわからないではないか」と苦情を言ったが「返品についてはテレビでも伝えているし、同封している書類にも書いてある」と、こちらの言い分を聞いてくれなかった。(70歳代 女性)

<ひとこと助言>

- テレビショッピングでは、返品条件などについて表示時間が短く、分かりにくいことがあります。印象だけにとらわれず、返品条件や使い方などをよく確認してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合は、それに従うことになります。返品ができる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり、注意が必要です。

ショッピングモールで勧誘されたウォーターサーバー

ショッピングモールで、「1カ月は無料。その後も500円程度でおいしい水が飲める」と勧誘され、ウォーターサーバーのレンタルと2カ月に1回の水の定期宅配契約をした。自宅にサーバーと水が届いたが、設置方法が分からず、自分で管理出来なかった。その日のうちに電話で解約を申し出たところ1万6千円の高額な解約料を請求された。解約料が発生するという説明は聞いていない。(70歳代 女性)

<ひとこと助言>

- ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思えても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが出来るか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意



第25回参議院選挙
全国比例区予定候補

岸 まきこ

自治退は自治労と共に
岸さんの推薦を
決定しています。

が必要です。契約する際は、管理・取り扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。

申し込んでいないのに強引に送りつけられる！ 高齢者を狙った健康食品の悪質な販売手口が増加！

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文している。代金は2万円。支払わないと訴える」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに高い健康食品を注文するはずがないのに、翌日業者が言ったとおり商品が届いてしまった。(70歳代 女性)

<ひとこと助言>

- 健康食品の電話勧誘販売で、「断ったにもかかわらず商品が送られてきた」「買うとは言っていないのに商品が届いてしまった」などという相談が寄せられています。
- 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 勧誘されても必要なければはっきりと断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。
- 商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。

2、困ったときの対処法

消費者トラブルで困ったときは、一人では悩まずに、全国共通の電話番号「消費者ホットライン188」へご相談ください。地方公共団体が設置している身近な「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」を案内します。

これ以外にももっと多岐にわたった相談事例もあります。知りたい方は、「国民生活センター見守り新鮮情報」を検索してください。
※ 相談事例は「独立行政法人国民生活センター」資料より活用。



遺贈により設置された図書室で読書するラオスの子どもたち

相続財産のご寄付をお考えの方へ エファジャパンからのお知らせです

エファジャパンでは元自治労組合員の方からいただいた
遺贈で

ラオスの25の学校に図書室を設置させていただきました
遺贈いただいた方のお名前が各学校図書室に刻まれ
ラオスの子どもたちの未来に光を灯し続けています

ご興味のある方はエファジャパンまでご連絡ください！

認定NPO法人エファジャパン 「アジア子どもの家」事業を受け継ぐNGO

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-2-2

九段宝生ビル3F

電話：03-3263-0337

メール：info@efa-japan.org



Empowerment for All
エファジャパン